

展示会出展費用助成金交付要綱

制定 令和8年12月12日経も第706号（経済局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、展示会出展費用助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な事項を定める。
- 2 アメリカ合衆国（以下「米国」という。）による関税措置や日産自動車株式会社の経営再建策による影響を受けている市内事業者に対して、販路開拓のための展示会出展にかかる費用の一部を助成することにより、市内中小企業の経営基盤及び競争力強化を図ることを目的とする。
- 3 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものに限る。）及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営むもの

イ みなしだ企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

（2）みなしだ企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第7条第1項に定める交付申請書を送達した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなしだ企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（3）展示会

主催者が出展者を公募し、各出展者が製品・サービス等を展示、発表する産業見本市・展示会をいう。

（4）送達

本市からの通知を含め、相互の通信手段を総称して「送達」といい、横浜市電子申請・届出システムによる場合には、本要綱の各様式の内容に準じWeb上のフォーム、システム等により通信することをいう。

(5) 米国による関税措置

米国第二次トランプ政権が発表した、国際緊急経済権限法若しくは1962年通商拡大法232条に基づき、実行した又は今後実行する関税に関する一連の通商政策

(6) 日産自動車株式会社の経営再建策

日産自動車株式会社が令和7年5月13日に発表した、令和8年度までに自動車事業の営業利益およびフリー・キャッシュフローの黒字化を目指して策定した経営再建計画

(申請者の要件)

第3条 本助成金の交付申請ができる者は、次の各号に定める要件の全てを満たす者とする。

(1) 中小企業者であること。

(2) 横浜市内に事業所を有し、第7条第1項に定める交付申請書を送達した日において、横浜市内で12か月以上継続して営業していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 米国関税措置の影響を受け、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するもの

(ア) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少しているもの

(イ) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの

(ウ) 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少しているもの

(エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの

(オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少しているもの

イ 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受けるもの

(4) 自法人が企画・開発・製造（国内委託加工含む）した製品・商品・サービスの販路拡大を目的に実施する事業に係る申請を行う者であること。ただし、コンサルタントの事業を営む事業者を除き、他の法人の製品を代理店等として販売する卸売業及び小売業も対象とする。

(5) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号））による取組宣言を行っていること。

(6) 横浜市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては市・県民税をいう。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。

(7) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

(8) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 次のいずれかに該当する者は助成対象者としない。

(1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者

(2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」とう。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）

(4) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認める者

(助成対象事業及び助成対象経費)

第4条 本助成金の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる各号の全てに該当する展示会へ出展するものとする。

- (1) 事業者との商談を開催趣旨とする展示会であり、販売（即売）を開催趣旨とした展示会ではないこと。
- (2) 日本国内で開催される展示会であること。（Web上でのみ開催される展示会は除く。）
- (3) 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されており、自社の商品・サービス・技術・情報を展示、宣伝するためのイベントであること。
- (4) 前回の出展者数が800社または来場者数が15,000人以上の展示会。ただし初開催の展示会については、主催者が公表している出展者の目標数が800社または来場者の目標数が15,000人以上であるもの。
- (5) その他市長が適当と認めるもの。

2 助成対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象にならないものとする。

- (1) 助成対象事業の実施日が申請日から3週間以内に終了するもの
- (2) 国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けているもの。
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めるもの

3 助成対象事業の実施日は、交付決定があった日以降でなければならない。

4 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、第12条に定める実績報告書等の提出期限までに支払いが全て完了したものとする。なお、当該経費は、申請日から遡って1年以内に支払が完了している場合も対象とする。

5 前項に定める経費には、次の各号に該当する経費は助成対象経費から除外する。

- (1) 消費税及び地方消費税等相当額
- (2) 助成対象経費とそれ以外の経費の区別が難しいもの
- (3) 支払先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- (4) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの

(助成率及び助成限度額等)

第5条 助成率及び助成対象限度額は別表2に定めるところによる。

2 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項及び前項に定める助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(募集期間)

第6条 市長は、募集を行おうとする年度ごとに期間を定め、募集を行う。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けるための申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市電子申請・届出システム、郵送又は持参により、次の各号に定める書類を添えて、前条にて市長が定めた期間内かつ助成対象事業の実施日の3週間前までに送達しなければならない。

- (1) 展示会出展費用助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（法人概要）（第1号様式の2）
- (3) 事業計画書（助成対象事業概要）（第1号様式の3）
- (4) 事業計画書（対象経費）（第1号様式の4）

- (5) 誓約書（第1号様式の5）
 - (6) 非課税確認同意書（第1号様式の6）（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合。）
 - (7) 役員等一覧表（第1号様式の7）
 - (8) 要件確認書（第2号様式）
 - (9) 前号の要件を満たしていることが分かる根拠資料（決算書、売上台帳等）
 - (10) 次のいずれかのうち該当するもの
 - ア 法人の場合、発行後3か月以内の法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書の写し）
 - イ 個人事業主の場合、開業届の写し
 - (11) 本市に対する納税を証する書類であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 法人の場合、直近1事業年分の法人市民税、事業所税及び申請日の属する年の前年4月から申請日の属する年の4月納付分の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し（法人市民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）
 - イ 個人事業主の場合、直近1年分の市・県民税の納税証明書の写し（市・県民税が非課税の場合は滞納がない証明書の写し）
 - (12) 本市が実施する脱炭素取組宣言制度（脱炭素取組宣言制度実施要綱（令和6年6月施行経中第195号）による取組宣言を行ったことが分かる書類
 - (13) 助成対象事業（展示会）の内容がわかる資料
 - (14) 見積書、領収書その他経費の内訳を証する書類の写し
 - (15) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者が同一年度内に助成金の交付申請ができる回数は、1回とする。
- 3 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。
- 4 助成対象事業を実施する場合は、補助金規則第24条ただし書きを適用する。

（申請内容の変更）

第8条 申請者は、第14条第2項に規定する本助成金の交付を受ける前までに、商号、代表者、登記上の本店所在地に変更が生じた場合は、展示会出展費用助成金交付申請内容変更届出書（第3号様式）に変更の事実を証明する書類に添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は展示会出展費用助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の場合は展示会出展費用助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に際し必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第10条 本助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後にその内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、展示会出展費用助成金交付申請取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更及び中止)

第11条 助成対象者は、助成事業計画等の内容を変更する場合、又は助成対象事業を中止する場合は、速やかに展示会出展費用助成金交付申請内容変更・中止申請書(第7号様式)を送達し、市長の変更承認を受けなければならない。

2 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

3 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。

4 市長は、交付対象者から展示会出展費用助成金交付申請内容変更・中止申請書を受理したときは、その内容を審査し、展示会出展費用助成金交付申請内容変更承認・不承認通知書(第8号様式)又は展示会出展費用助成金中止承認兼交付決定取消通知書(第9号様式)を助成対象者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して1か月以内又は、申請年度の末日から起算して15日前の日(その日が横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日(同項に規定する休日以外の日をいう。)までに、のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類(以下「実績報告書等」という。)を送達しなければならない。

- (1) 展示会出展費用助成金事業実績報告書(第10号様式)
- (2) 事業実績報告書(詳細)(第10号様式の2)
- (3) 事業実績報告書(対象経費)(第10号様式の3)
- (4) 前号の実績報告書に記載された助成対象となる経費が支払済であることを証する書類
- (5) 第9条の規定に基づき交付された交付決定通知書の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 補助金規則第14条第1項第3号の規定は、同条第4項の規定に基づき、省略させることができる。

3 補助金規則第14条第5項第1号の規定は、本助成金では適用されないこととする。

(助成金交付額の確定)

第13条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、当該報告書及びその添付書類等により、交付の対象となった事業の成果、経費の適切性等を審査したうえで、適当と認めるときには、本助成金の交付額を確定し、展示会出展費用助成金交付額確定通知書(第11号様式)により、助成事業者に通知するものとする。

2 前項の交付額は、第9条の規定に基づく交付額を上限とし、交付額より低額となる場合は、その額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の請求等)

第14条 交付額確定通知書を受理した助成対象者は、速やかに、展示会出展費用助成金

交付請求書（第12号様式）を市長に送達しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、速やかに本助成金を交付する。

（調査権の留保）

第15条 市長は、必要があると認めたときは、本助成金の使途について調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消した場合は、展示会出展費用助成金交付決定取消通知書（第13号様式）により通知することとする。

- (1) 本助成金を他の用途で使用したとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
 - (3) 本助成金の交付を受ける日までに第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなったにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき
 - (4) 第4条に規定する助成対象事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止するにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき。
 - (5) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
 - (6) 第12条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
 - (7) その他法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
 - (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - (9) その他前各号に類する事由により市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 前項各号の規定は、第13条による助成金の交付額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、助成対象者が本条第1項各号に該当した場合、助成対象者等の名称及びその内容を公表することができる。

（助成金の返還）

第17条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、既に本助成金が交付されているときは、展示会出展費用助成金返還請求書（第14号様式）により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（警察本部等への確認）

第18条 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者が、第3条第2項第2号～第4号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付決定者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

（成果等に関する協力）

第19条 助成事業者は、市長が求めるときは、事業成果等に関するアンケート等への回答に協力することとする。

(助成事業者等の公表)

第20条 市長は、必要があるときは、助成事業者、事業成果及び支援内容の概要について公表することとすることができる。

(関係書類の保存期間)

第21条 助成金関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。

別表1（第4条）

助成対象経費	内 容
① 出展料	小間代、webサイトへの登録料等、出展条件として展示会主催者に支払う経費
② 施工費・装飾費	展示ブースの壁面や床面の工事及び照明やコンセントの電気工事等に係る経費、ブースのデザイン・装飾に係る経費
③ 設備リース料	展示ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等
④ 電気使用料	展示ブースでの電気使用に係る経費
⑤ 運搬費	展示物の輸送、搬入・搬出に係る経費

別表2（第5条）

助成率	助成限度額
2分の1以内	30万円

第1号様式（第7条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金交付申請書

展示会出展費用助成金の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び展示会出展費用助成金交付要綱を遵守します。

1 助成対象事業(展示会名) _____

2 補助事業の目的及び内容

別紙「事業計画（助成対象事業概要）」のとおり

3 交付申請額(千円未満切捨) _____ 円

- 4 添付資料
- (1) 事業計画書（法人概要）
 - (2) 事業計画書（助成対象事業概要）
 - (3) 事業計画書（対象経費）
 - (4) 誓約書
 - (5) 非課税確認同意書
 - (6) 役員等一覧表
 - (7) 要件確認書
 - (8) 要件確認書の内容が分かる根拠資料
 - (9) 履歴事項全部証明書等
 - (10) 法人市民税の納税証明書
 - (11) 事業所税の納税証明書
 - (12) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書
 - (13) 脱炭素取組宣言を行ったことが分かる資料
 - (14) 助成対象事業（展示会）の内容がわかる資料
 - (15) 助成対象経費の内訳がわかる見積書等

事業計画書(法人概要)

申請企業名			
代表の役職及び氏名	役職		氏名
本社所在地			
会社成立年月日(西暦)			
資本金	円		
役員数	人		
従業員数(内、非正規)	人	非正規	人
法人番号			決算期
申請担当者			
担当者部署名			
電話番号			
メールアドレス			
自社ウェブサイト			
事業概要	業種		
	詳細		
主な自社製品 (種類、商品名)	種類		
	商品名		
主な販売先(法人又は個人)			
販売手法(店舗、WEBサイト等)			

事業計画書(助成対象事業概要)

助成対象事業(展示会名)	
展示会会場	
展示会開催時期(年月日)	～
展示会要件	以下に該当することを確認の上、チェックを入れてください。
	<input type="checkbox"/> 事業者との商談を開催趣旨とする展示会であり、販売（即売）を開催趣旨とした展示会ではないこと。
	<input type="checkbox"/> 日本国内で開催される展示会であること。
	<input type="checkbox"/> 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されており、自社の商品・サービス・技術・情報などを展示、宣伝するためのイベントであること。
	<input type="checkbox"/> 前回の出展者数が800社または来場者数が15,000人以上の展示会であること。※初開催の展示会については、主催者が公表している出展者の目標数が800社または来場者の目標数が15,000人以上であるもの。
実施目的	
出展内容	
期待される効果	

事業計画書(対象経費)

■助成対象経費内訳(税抜き額を記載してください)

単位(円)

項目	助成対象経費 (税抜き)	内容
① 出展料		
② 施工費・装飾費		
③ 設備リース料		
④ 電気使用料		
⑤ 運搬費		
合計(A)		

■申請額(自動計算されます)

助成対象経費(A)	補助率	申請額(B) (助成対象経費と上限額(30万円)の いずれか低い額) ※1,000円未満切り捨て
	1/2	

■資金調達方法

単位(円)

	予算額	内訳・調達先
自己資金		
借入金		
本助成金(B)		
その他		
計(A)		

第1号様式の5（第7条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市長

（申請者）

所在地 〒

名称
代表者
職名
氏名

誓約書

展示会出展費用助成金の申請にあたり、次に掲げる全ての項目を確認し、誓約します。

<input checked="" type="checkbox"/> 誓約項目
<input type="checkbox"/> 展示会出展費用助成金の申請要件を満たしています。
<input type="checkbox"/> 法令、条例、この要綱又はこれらに基づき横浜市長が行った指示を遵守とともに、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はありません。
<input type="checkbox"/> また、役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して照会を行うことについて承諾します。加えて、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
<input type="checkbox"/> 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。 また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に報告確認することに同意します。
<input type="checkbox"/> 助成対象となる経費の全部又は一部について、国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けていません。また、これを確認するために、他の補助制度の執行機関、部署と申請情報を共有することを同意します。
<input type="checkbox"/> 本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明など、本助成金の交付に関して不正行為はありません。不正受給に触れる行為等を行った場合には、助成金の返還と違約加算金・延滞金の支払いに応じます。また返還に際し、支払い期限までに返済がなされない場合には、関係行政機関及び関係金融機関に申請書の所得・財産調査等を実施すること並びに関係行政機関及び関係金融機関がこれに回答することを同意します。
<input type="checkbox"/> 申請者は、展示会出展費用助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
<input type="checkbox"/> 本助成金の要件審査のため、申請情報を募集案内に定める委託事業者へ共有することに同意します。
<input type="checkbox"/> 横浜市が行う実地及び書面等による調査及び支援による成果等に関するアンケート等に協力します。
<input type="checkbox"/> 申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することを同意します。
<input type="checkbox"/> 横浜市経済局が必要に応じて、事業のご案内を送付することに同意します。

第1号様式の6（第7条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

非課税確認同意書

下記税目について、課税がされていないことを申告します。

また、上記税目について、滞納がないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市財政局税務課に照会することについて、同意します。

該当の有無	税目
	事業所税
	固定資産及び都市計画税

法人市民税が非課税の場合は「滞納がないことの証明書」を提出してください。

*横浜市内に所在する本社を除く、全ての事業所（事務所、店舗、工場など）を記載してください。

*記載欄が不足した時は適宜追加してください。

事業所名	所在地

担当者名及び連絡先

部署名

氏名

連絡先電話

メールアドレス

役員等一覧表 (履歴事項全部証明書に記載された役員全員の情報を入力してください)

第2号様式（1）（第7条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地

法人名

代表者

職名

氏名

要件確認書(売上高の減少)

展示会出展費用助成金の申請にあたり、以下のとおり展示会出展費用助成金交付要綱第3条第1項第3号の申請要件を満たしていることを申告します。

<米国の関税措置の影響を起因とした売上高減少の理由を記載してください。>

<売上高減少要件>

「最近1か月間の売上高」が「前年同月の売上高」と比較して5%以上減少していること。

次のいずれかの業歴にチェックのうえ、必要事項をご記入ください。

業歴1年1ヶ月以上

	(A)最近1か月間の売上高※1	(B)前年同月の売上高※2
年月	令和 年 月	令和 年 月
売上高	円	円

【数値基準】

最近1か月間の売上高の減少率 $((B - A) / B) \times 100$ 減少率 % \geq 5%以上

業歴1年以上1年1ヶ月未満

	(A)最近1か月間の売上高※1	(C)最近3か月間の月平均売上高※3
年月	令和 年 月	令和 年 月 ~ 令和 年 月
売上高	円	円

【数値基準】

最近1か月間の売上高の減少率 $((C - A) / C) \times 100$ 減少率 % \geq 5%以上

※1 「(A)：最近1か月間の売上高」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間（令和_年4月以降に限る）のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高をご記入ください。

※2 「(B)前年同月の売上高」には、「(A)最近1か月間の売上高」の前年同月の売上高をご記入ください。

※3 「(C)最近3か月間の月平均売上高」は、最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高を計算し、小数点以下を切り捨ててご記入ください。なお、業歴1年以上1年1ヶ月未満の場合は、「前年同月の売上高」は「(C)最近3か月間の月平均売上高」に読み替えます。

- (注) 1. 売上高は、決算書、試算表、売上台帳等の資料に基づき正確にご記入ください。
 2. 横浜市または委託事業者（_____）から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。
 3. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

年 月 日

(申請者)
横浜市長

(申請者)
所在地
法人名
代表者
職名
氏名

要件確認書(売上高総利益率の減少)

展示会出展費用助成金の申請にあたり、以下のとおり展示会出展費用助成金交付要綱第3条第1項第3号の申請要件を満たしていることを申告します。

<米国の関税措置の影響を起因とした売上高総利益率減少の理由を記載してください。>

<利益率減少要件>

次の(1)又は(2)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

(注) 利益率の(B)又は(C)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)(C)が全てマイナスで、

(A)のマイナス幅が(B)又は(C)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。

なお、(B)又は(C)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

(1) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率」が「(B)前年同月の売上高総利益率」と比較して
5%以上減少していること。

次のいずれかにチェックのうえ、必要事項をご記入ください。

業歴1年1ヶ月以上

	(A)最近1か月間の売上高総利益率※1	(B)前年同月の売上高総利益率※2
年月	令和 年 月	令和 年 月
売上高総利益率	%	%

【数値基準】

売上高総利益率の減少率 $((B - A) / B)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

業歴1年以上1年1ヶ月未満

	(A)最近1か月間の売上高総利益率※1	(C)最近3か月間の売上高総利益率※3
年月	令和 年 月	令和 年 月 ~ 令和 年 月
売上高総利益率	%	%

【数値基準】

売上高総利益率の減少率 $((C - A) / C)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

(2) 「(A)最近1か月間の売上高総利益率」が「(B)直近決算の売上高総利益率」と比較して
5%以上減少していること。

	(A)最近1か月間の売上高総利益率※1	(B)直近決算の売上高総利益率
年月	令和 年 月	令和 年 月
売上高総利益率	%	%

【数値基準】

売上高総利益率の減少率 $((B - A) / B)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

※1 「(A)最近1か月間の売上高総利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間（令和_年4月以降に限る）のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高総利益率をご記入ください。

※2 「(B)前年同月の売上高総利益率」には、「(A)最近1か月間の売上高総利益率」の前年同月の売上高総利益率をご記入ください。

※3 「(C)最近3か月間の売上高総利益率」は、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高総利益率をご記入ください。なお、業歴1年以上1年1ヶ月未満の場合は、(1)の「(B)前年同月の売上高総利益率」は「(C)最近3か月間の売上高総利益率」に読み替えます。

(注) 1. 売上高総利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。

2. 売上高総利益率は、「売上総利益÷売上高×100」にて算定してください。

3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。

4. 「売上高総利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。

5. 横浜市または委託事業者（ ）から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

年 月 日

(申請者)
横浜市長

(申請者)
所在地
法人名
代表者
職名
氏名

要件確認書(売上高営業利益率の減少)

展示会出展費用助成金の申請にあたり、以下のとおり展示会出展費用助成金交付要綱第3条第1項第3号の申請要件を満たしていることを申告します。

<米国の関税措置の影響を起因とした売上高営業利益率減少の理由を記載してください。>

<利益率減少要件>

次の(1)又は(2)いずれかにチェックのうえ、該当していることを確認してください。

(注)利益率の(B)又は(C)がプラスで(A)がマイナスの場合や、(A)(B)(C)が全てマイナスで、(A)のマイナス幅が(B)又は(C)より大きい場合は、減少率にかかわらず要件に該当します。なお、(B)又は(C)がマイナスで(A)がプラスの場合は、要件に該当しませんのでご注意ください。

(1) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」が「(B)前年同月の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。

次のいずれかにチェックのうえ、必要事項をご記入ください。

業歴1年1ヶ月以上

	(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1	(B)前年同月の売上高営業利益率※2
年月	令和 年 月	令和 年 月
売上高営業利益率	%	%

【数値基準】

売上高営業利益率の減少率 $((B - A) / B)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

業歴1年以上1年1ヶ月未満

	(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1	(C)最近3か月間の売上高営業利益率※3
年月	令和 年 月	令和 年 月 ~ 令和 年 月
売上高営業利益率	%	%

【数値基準】

売上高営業利益率の減少率 $((C - A) / C)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

(2) 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」が「(B)直近決算の売上高営業利益率」と比較して5%以上減少していること。

	(A)最近1か月間の売上高営業利益率※1	(B)直近決算の売上高営業利益率
年月	令和 年 月	令和 年 月
売上高営業利益率	%	%

【数値基準】

売上高営業利益率の減少率 $((B - A) / B)$ ×100 減少率 % \geq 5%以上

※1 「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」には、本様式記入日時点から遡ること3か月間（令和_年4月以降に限る）のうちいずれかの月を最近1か月間とした売上高営業利益率をご記入ください。

※2 「(B)前年同月の売上高営業利益率」には、「(A)最近1か月間の売上高営業利益率」の前年同月の売上高営業利益率をご記入ください。

※3 「(C)最近3か月間の売上高営業利益率」は、最近1か月間を含む最近3か月間の売上高営業利益率をご記入ください。なお、業歴1年以上1年1ヶ月未満の場合は、(1)の「(B)前年同月の売上高営業利益率」は「(C)最近3か月間の売上高営業利益率」に読み替えます。

- (注) 1. 売上高営業利益率は、決算書、試算表等の資料に基づき正確にご記入ください。
 2. 売上高営業利益率は、「営業利益÷売上高×100」にて算定してください。
 3. 直近決算とは記入日時点で申告期限が到来している最新の決算期になります。
 4. 「売上高営業利益率」は、減価償却前又は減価償却後のいずれかの利益率同士による比較でも差し支えありません。
 5. 横浜市または委託事業者（ ）から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。
 6. %は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までご記入ください。

第2号様式(4) (第7条第1項)

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

要件確認書

展示会出展費用助成金の申請にあたり、以下のとおり展示会出展費用助成金交付要綱第3条第1項第3号の申請要件を満たしていることを申告します。

<日産自動車株式会社の経営再建策による影響内容を記載してください。>

日産自動車(株)との関係・取引状況	直接取引・間接取引いずれかを選択		
	<input type="checkbox"/> 直接取引がある	<input type="checkbox"/> 間接的に取引がある	
日産自動車(株)との取引内容		(A)と日産自動車(株)との関係(取引内容等)	
		(A)と申請者との取引内容	
売上に占める割合 該当売上／全体売上		売上に占める割合 該当売上／全体売上	

第3号様式（第8条）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金交付申請内容変更届出書

令和 年 月 日付の展示会出展費用助成金交付申請について、変更があります
ので、展示会出展費用助成金交付要綱第8条に基づき届け出ます。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

3 担当者名及び連絡先

部署名

氏名

連絡先電話

メールアドレス

第 号
年 月 日
様
横浜市長

展示会出展費用助成金交付決定通知書

年 月 日付の展示会出展費用助成金交付申請については、審査の結果、次の条件を付して交付することに決定しましたので、展示会出展費用助成金交付要綱第9条第2項に基づき通知します。

1 助成金交付予定額

1,000 円

(1) 助成対象事業（展示会名）_____

(2) 交付対象となる事業計画は、申請書のとおりとします。

2 交付条件

(1) 助成対象事業が完了した日の翌日から起算して1か月以内又は 年 月 日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

(2) 次の事項が生じたときには、速やかに報告してください。

ア 交付申請をした事業の遂行が困難になったとき。

イ 交付決定を受けた事業内容、助成対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。

※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。

(3) 必要があると認めた場合は、当該助成金に関する調査を行うことがあります。

(4) 交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、本通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

3 交付時期（予定）

事業実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認後、交付額を確定し、展示会出展費用助成金交付額確定通知書により通知します。当該通知書受理後に提出していただく請求書に基づき助成金を交付します。

4 助成金の交付決定の取消について

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

(1) 本助成金を他の用途で使用したとき。

(2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

(3) 本助成金の交付を受ける日までに第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなつたにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき。

(4) 第4条に規定する助成対象事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止するにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠つたと

き。

- (5) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (6) 第12条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適當でないと認められる事由が発生したとき。
- (7) その他法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (9) その他前各号に類する事由により市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

第5号様式（第9条第2項）

第 号
年 月 日

様

横浜市長

展示会出展費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付の展示会出展費用助成金交付申請については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、展示会出展費用助成金交付要綱第9条第2項に基づき通知します。

1 不交付理由

(担当)

第6号様式（第10条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金交付申請取下届

年 月 日 第 号で交付決定を受けた展示会出展費用助成金の交付申請について、次の理由により取下げますので、展示会出展費用助成金交付要綱第10条第1項に基づき届け出ます。

1 取下げの理由

2 担当者名及び連絡先

部署名

氏名

連絡先電話

メールアドレス

第7号様式（第11条第1項）

年　　月　　日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地　〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金交付申請内容変更・中止申請書

年　月　日　　第　号で交付決定を受けた展示会出展費用助成金の対象事業について、展示会出展費用助成金交付要綱第11条第1項に基づき、次のように変更・中止を申請します。

1　変更・中止の理由

2　変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

注1) 必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更する場合があります。

注2) 計画の変更により見積金額が増額となった場合でも、当初決定額を上限として本助成金を交付します。

3　担当者名及び連絡先

部署名

氏名

連絡先電話

メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

年度 展示会出展費用助成金
交付申請内容変更（承認・不承認）通知書

年 月 日付の展示会出展費用助成金変更申請については、審査の結果、
(承認・不承認)となりましたので、展示会出展費用助成金交付要綱第11条第4項に基づき通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 (承認・不承認)理由

3 交付条件

- (1) 変更交付決定に伴う助成金は、実績報告書に基づき交付すべき助成金の額を確定した後に精算交付します。
(2) その他の交付条件については、年 月 日付、第 号展示会出展費用助成金交付決定通知書のとおりとします。

(担当)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

展示会出展費用助成金
中止承認兼交付決定取消通知書

年 月 日付の展示会出展費用助成金中止申請については、審査の結果、承認することとし、展示会出展費用助成金交付要綱第11条第4項に基づき、次のとおり助成金交付決定を取り消します。

1 取消を行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う 理由	
備 考	

(担当)

第10号様式（第12条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金事業実績報告書

年月日 第 号で交付決定を受けた展示会出展費用助成金の対象事業が完了しましたので、展示会出展費用助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき報告します。

1 事業の実施期間

～

2 実施事業

3 事業の成果 別添事業実績報告書（詳細）とおり

4 交付決定の額及びその精算額（単位／円）

区分	金額（税抜き）
A 交付決定額	円
B 実績報告額	円
C 差引額（A-B）	円

5 担当者名及び連絡先

部署名

氏名

連絡先電話

メールアドレス

事業実績報告書(詳細)

実施事業(展示会名)			
実施期間		～	
実施事業の実績概要 (規模、来場者等)			
実施結果	商談先名	内容(効果・規模も含む 定量的に)	成果
実施結果の分析			

※実施内容が確認できる写真を添付すること。

写真説明:	写真説明:
写真説明:	写真説明:

課題と今後の展開方針	
課題	
今後の方針	

事業実績報告書(対象経費)

■助成対象経費内訳(税抜き額を記載してください)

単位(円)

項目	助成対象経費 (税抜き)	内容
① 出展料		
② 施工費・装飾費		
③ 設備リース料		
④ 電気使用料		
⑤ 運搬費		
合計(A)		

■申請額(自動計算されます)

助成対象経費(A)	補助率	申請額 (助成対象経費と上限額(30万円)の いずれか低い額) ※1,000円未満切り捨て
	1/2	

第 号
年 月 日

様

横浜市長

展示会出展費用助成金交付額確定通知書

年 月 日第 号で交付決定した展示会出展費用助成金については、審査の結果、次のとおり助成金交付額を確定しましたので、展示会出展費用助成金交付要綱第13条第1項の規定に基づき通知します。

1 助成金交付確定額

, 000円

2 次の事項が生じたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- (1) 本助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 本助成金の交付を受ける日までに第3条に定める助成対象者の要件に該当しなくなつたにもかかわらず、第8条の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき。
- (4) 第4条に規定する助成対象事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止するにもかかわらず、第11条第1項の規定に基づく、市長への届出を怠ったとき。
- (5) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (6) 第12条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (7) その他法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (9) その他前各号に類する事由により市長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

3 助成金の使途について、必要があると認められるときは調査を行うことがあります。

(担当)

第12号様式（第14条第1項）

年 月 日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

所在地 〒

名称

代表者

職名

氏名

展示会出展費用助成金交付請求書

年 月 日付第 号で額確定通知があった補助金について、展示会出展費用助成金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり展示会出展費用助成金の交付を請求します。

1 請求金額 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号
口座名義人（カタカナ）			

(添付書類)

- ①展示会出展費用助成金交付決定通知書の写し
- ②展示会出展費用助成金交付額確定通知書の写し
- ③金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるものの写し
(通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し)

3 担当者名及び連絡先 部署名
氏名
連絡先電話
メールアドレス

第 号
年 月 日
様

横浜市長

展示会出展費用助成金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号付の展示会出展費用助成金の交付決定については、展示会出展費用助成金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、次のとおり助成金交付決定の（全部・一部）を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	
取消しを行う 理由	
備 考	

(担当)

第 号
年 月 日
様

横浜市長

展示会出展費用助成金 返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いました展示会出展費用助成金については、展示会出展費用助成金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり返還を請求します。

返還請求額	円
	(返還請求額 : 円) 【内訳】 (加 算 金 : 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備 考	積算根拠は別添のとおり
その他	

(担当)